

心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱

平成元年 4 月 18 日
内閣総理大臣決定
平成 13 年 1 月 6 日
一部改正
平成 16 年 4 月 1 日
一部改正
平成 16 年 6 月 4 日
一部改正
平成 31 年 2 月 27 日
一部改正
令和 2 年 8 月 1 日
一部改正
令和 6 年 4 月 1 日
一部改正

1 趣旨

「障害者週間」の実施に伴い、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し表彰するものである。

2 主催者等

内閣府並びに都道府県及び指定都市の共催とする。

3 募集テーマ

心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）の定めるところによる。

4 応募資格

小学生以上の者とする。

5 募集の方法

(1) 心の輪を広げる体験作文

① 作品の題名（タイトル）及び内容

作品の題名（タイトル）は、自由とする。また、作品内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。

② 募集の区分

小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の 4 区分とする。

③ 応募先

応募先は、居住地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課とする。ただし、児童生徒について、居住地と学校所在地の都道府県又は指定都市が異なる場合は、学校所在地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課でもよいものとする。

④ その他

制限字数、用紙の様式、記載事項、募集期間等その他必要な事項については、実施要領の定めるところによる。

(2) 障害者週間のポスター

① 作品の題名（タイトル）及び内容

作品の題名（タイトル）は、自由とする。また、作品内容は、障害者に対する国民の理解の促進等に資するものとする。

② 募集の区分

小学生区分及び中学生区分の2区分とする。

③ 応募先

応募先は、居住地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課とする。ただし、児童生徒について、居住地と学校所在地の都道府県又は指定都市が異なる場合は、学校所在地の都道府県又は指定都市の障害福祉担当課でもよいものとする。

④ その他

規格、画材、記載事項、募集期間等その他必要な事項については、実施要領の定めるところによる。

6 作品の推薦及び選定

(1) 応募作品については、都道府県又は指定都市において審査の上、各区分ごとに作品1つをそれぞれ選定し、内閣府政策統括官（共生・共助担当）へ推薦する。

(2) 都道府県又は指定都市から推薦された作品は、実施要領の定めるところにより、内閣府において審査の上選定する。

7 その他

入賞者の表彰の方法等その他必要な事項については、実施要領で定める。

心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領

令和 3 年 3 月 11 日
内閣府特命担当大臣決定
令和 6 年 4 月 1 日
最 終 改 正

1 趣旨

「障害者週間」の実施に伴い、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、「心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱」（平成元年 4 月 18 日内閣総理大臣決定）に基づき、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し表彰するものである。

2 募集テーマ

(1) 「心の輪を広げる体験作文」

出会い、ふれあい、心の輪 ―障害のある人とない人との心のふれあい体験を広げよう―

(2) 「障害者週間のポスター」

障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

3 応募資格

(1) 「心の輪を広げる体験作文」

小学生以上

(2) 「障害者週間のポスター」

小学生及び中学生

4 募集の方法

(1) 「心の輪を広げる体験作文」

① 作文の題名（タイトル）及び内容

作文の題名（タイトル）は、自由とする。

また、作品内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。

なお、応募は、未発表のもの 1 編に限る。

② 募集の区分

小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の 4 区分とする。

③ 制限字数、用紙の様式等

内閣府政策統括官(共生・共助担当)が別に定める。

(2) 「障害者週間のポスター」

① 作品の題名（タイトル）及び内容

作品の題名（タイトル）は、自由とする。

また、作品内容は、障害者に対する国民の理解の促進等に資するものとし、障害のある人とない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。

なお、応募は、未発表のもの1点に限る。

② 募集の区分

小学生区分及び中学生区分の2区分とする。

③ 規格、画材等

内閣府政策統括官(共生・共助担当)が別に定める。

5 募集期間

内閣府政策統括官(共生・共助担当)が別に定める。

6 作品の選定方法等

(1) 都道府県又は指定都市は、応募作品について審査の上、区分ごとに推薦作品1つを選定し、内閣府政策統括官(共生・共助担当)付障害者施策担当が指定する先へ提出する。

(2) 推薦作品の提出期限は、内閣府政策統括官(共生・共助担当)が別に定める。

(3) 都道府県又は指定都市から推薦された作品は、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当する者(内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当するものが置かれていないときは、内閣官房長官。以下「担当大臣」という。)が、「心の輪を広げる体験作文」については、小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の4区分ごとに最優秀賞1編、優秀賞3編及び佳作5編程度を、「障害者週間のポスター」については、小学生区分及び中学生区分の2区分ごとに最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点程度を、外部有識者の意見を聴いた上で、それぞれ選定する。

なお、より多くの者に受賞の機会を設ける趣旨から、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」のいずれも、過去を通して入賞は一度限りとする。

(4) 外部有識者から意見を聴くに当たり必要な事項は、内閣府政策統括官(共生・共助担当)が別に定める。

(5) 入賞者に対しては、内閣府から都道府県又は指定都市を通じて通知する。

7 表彰

最優秀賞受賞者に対しては内閣総理大臣からの賞状及び表彰楯を、優秀賞受賞者に対しては内閣府特命担当大臣からの賞状及び表彰楯を、佳作受賞者に対しては内閣府政策統括官(共生・共助担当)からの表彰楯を贈るものとする。

8 著作権等

内閣府へ推薦された作品の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)その他一切の権利は、内閣府に帰属するものとする。

また、作者(応募者)は、推薦された作品について、内閣府及びその指定した第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

9 入賞作品の活用

(1) 入賞作品については、作品集を作成し全国に配布するほか、内閣府ホームページ等に掲載し、全国的な啓発広報に活用する。

また、「障害者週間のポスター」の最優秀賞作品は、内閣府が作成する広報用ポスターの原画等として使用する。

(2) 入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

10 その他

(1) 作品の応募において不正等が発覚した場合、内閣府は事後に推薦の受付及び入賞を取り消すことがある。

(2) 本事業を行うに当たり、その他必要な事項は内閣府政策統括官(共生・共助担当)が別に定める。

心の輪を広げる障害者理解促進事業実施細則

令和 5 年 3 月 1 日
内閣府政策統括官
(政策調整担当) 決定
令和 6 年 4 月 1 日
最 終 改 正

心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領（令和 3 年 3 月 11 日内閣府特命担当大臣決定）（以下「実施要領」という。）4（1）③及び（2）③、5、6（2）並びに 10 に基づき、心の輪を広げる障害者理解促進事業の作品募集に関する事項を定める。

1. 制限字数、用紙の様式等について（実施要領 4（1）③関係）

- ア. 1 編当たりの制限字数は、小学生区分及び中学生区分については、800 字から 1,600 字程度（400 字詰め原稿用紙 2 枚から 4 枚程度）とし、高校生区分及び一般区分については、1,600 字から 2,400 字程度（400 字詰め原稿用紙 4 枚から 6 枚程度）とする。
- イ. 用紙は、原則として横向き・縦書き（400 字詰め原稿用紙など）、大きさは B 4 判又は A 4 判とする。
- ウ. パソコン等の電子機器による作成も可とする。この場合、用紙はイ. に準じるものとする。
- エ. 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。推薦後に使用が発覚した場合、内閣府は推薦の受付を取り消す。この場合において、応募又は推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者又は推薦者において処理することとし、内閣府はその責任を負わない。
- オ. 作品には応募者の属性（氏名、住所、年齢等）を記した書類を添えること。詳細は内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）が別に定める。

2. 規格、画材等について（実施要領 4（2）③関係）

- ア. 規格は、画用紙の B 3 判（横 364mm×縦 515mm）又はいわゆる四つ切り（横 382mm×縦 542mm）を使用し、これに満たない作品は、B 3 判の台紙に貼付する。なお、内閣府が広報用のポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦向き（縦長）での作成とする。
- イ. 彩色画材は自由とする。
- ウ. 作品中に標語及びそれに類する文字は入れないものとする。
- エ. 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。推薦後に使用が発覚した場合、内閣府は推薦の受付を取り消す。この場合において、応募又は推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者又は推薦者において処理することとし、内閣府はその責任を負わない。

オ. 作品には応募者の属性（氏名、住所、年齢等）を記した書類を添えること。詳細は内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）が別に定める。

3. 募集期間について（実施要領5 関係）

毎年7月1日以降の最初の平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日以外の日をいう。以下同じ。）から同年9月20日以降の最初の平日までの間で各都道府県及び指定都市が定める期間とする。

4. 推薦作品の提出期限について（実施要領6（2）関係）

毎年9月20日以降の最初の平日とする。

5. その他（実施要領10 関係）

この実施細則に定めるもののほか、本事業を行うに当たり必要な事項は内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）が別に定める。